



鳥取県公報

平成 28 年 5 月 10 日 (火)
第 8 7 9 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の休止の届出 (347) (福祉監査指導課) 2
	生活保護法による介護機関の廃止の届出 (348) (〃) 2
	生活保護法による介護機関の指定 (349) (〃) 3
	指定障害福祉サービス事業者の指定 (350) (東部福祉保健事務所) 3
	指定構造計算適合性判定機関の変更の届出 (351) (住まいまちづくり課) 4
	指定障害福祉サービス事業者の指定 (352) (西部総合事務所福祉保健局) 4
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活安全企画課) 4
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (〃) 5
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (2 件) (教育委員会事務局教育環境課) 7

告 示

鳥取県告示第347号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業又は介護予防事業を休止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成28年5月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	休止年月日
株式会社ぼや一じゅ	鳥取市湖山町南五丁目177-1	宅老所きなんせ美萩野	鳥取市美萩野一丁目126	通所介護	平成28年3月1日
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目4-14	アースサポート鳥取	鳥取市富安一丁目113	訪問介護	平成28年3月15日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	休止年月日
株式会社ぼや一じゅ	鳥取市湖山町南五丁目177-1	宅老所きなんせ美萩野	鳥取市美萩野一丁目126	介護予防通所介護	平成28年3月1日
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目4-14	アースサポート鳥取	鳥取市富安一丁目113	介護予防訪問介護	平成28年3月15日

鳥取県告示第348号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業又は介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成28年5月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	廃止年月日
有限会社フジモトドラッグ	鳥取市行徳一丁目103	フジモト薬局	鳥取市行徳一丁目103	居宅療養管理指導	平成24年12月15日
有限会社すず	鳥取市松並町	アイ・プラス薬局松並	鳥取市松並町一	〃	平成27年12

き薬局	一丁目140-3	店	丁目140-3		月31日
医療法人悠和会	鳥取市新103-10	デイサービスセンター悠	鳥取市大覚寺77-56	通所介護	平成28年2月29日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	廃止年月日
有限会社フジモトドラッグ	鳥取市行徳一丁目103	フジモト薬局	鳥取市行徳一丁目103	介護予防居宅療養管理指導	平成24年12月15日
有限会社すずき薬局	鳥取市松並町一丁目140-3	アイ・プラス薬局松並店	鳥取市松並町一丁目140-3	〃	平成27年12月31日
医療法人悠和会	鳥取市新103-10	デイサービスセンター悠	鳥取市大覚寺77-56	介護予防通所介護	平成28年2月29日

鳥取県告示第349号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成28年5月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
社会福祉法人こうほうえん	境港市誠道町2083	にしまち診療所悠々	鳥取市西町五丁目108	訪問看護	平成28年4月1日
株式会社ハピネライフケア	米子市目久美町34-12	ハピネのやわらぎ中ノ郷	鳥取市江津1196	小規模多機能型居宅介護	〃

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
社会福祉法人こうほうえん	境港市誠道町2083	にしまち診療所悠々	鳥取市西町五丁目108	介護予防訪問看護	平成28年4月1日
株式会社ハピネライフケア	米子市目久美町34-12	ハピネのやわらぎ中ノ郷	鳥取市江津1196	介護予防小規模多機能型居宅介護	〃

鳥取県告示第350号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成28年5月10日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う	指定に係る障害福祉サービス事業を行う	障害福祉サービスの種類	指定年月日

		事業所の名称	事業所の所在地		
NPO法人就 労支援センタ ー和貴の郷	鳥取市河原町 長瀬61-11	グループホーム和貴 の家	鳥取市河原町長瀬51 - 1	共同生活援助	平成28年4月27 日

鳥取県告示第351号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定に基づき、指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年5月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称
一般財団法人ベターリビング
- 2 変更する旨の届出があった事項
構造計算適合性判定の業務を行う事務所の追加
名 称 名古屋事務所
所在地 愛知県名古屋市中区栄四丁目3-26
- 3 変更年月日
平成28年4月20日

鳥取県告示第352号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成28年5月10日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

名 称	主たる事務所 の所在地	指定に係る障害福 祉サービス事業を 行う事業所の名称	指定に係る障害福祉 サービス事業を行う 事業所の所在地	障害福祉サー ビスの種類	指定年月日
特定非営利活 動法人支援セ ンタークロー バー	米子市東町 119-2	支援センターク ローバー	米子市両三柳5088	就労継続支援 B型	平成28年5月 1日

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成28年5月10日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

- 1 講習の種類及び受講対象者
 - (1) 初心者講習
鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとする者（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。
 - (2) 経験者講習
鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げるものを対象とする。

- ア 法第 7 条の 3 第 1 項の規定による許可の更新を受けようとする者
- イ 許可を受けようとする者で、法第 5 条の 2 第 3 項第 2 号又は同項第 3 号に規定する者

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習		平成28年 6 月 17 日 午前10時から午後 3時30分まで	米子市上福原 1266-4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港及び黒坂 の各警察署の管内に居住す る者
経験者講習		平成28年 6 月 6 日 午後 1 時30分から 午後 4 時30分まで	米子市上福原 1266-4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港及び黒坂 の各警察署の管内に居住す る者
経験者講習		平成28年 6 月 22 日 午後 1 時30分から 午後 4 時30分まで	鳥取市東町一丁目 220 鳥取県庁舎議会議棟 2 階執行部控室	鳥取、郡家及び智頭の各警 察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

- ア 初心者講習 4 時間 30 分
- イ 経験者講習 3 時間

(2) 講習課目

- ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を 1 時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の 7 日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

- ア 初心者講習 6,800 円
- イ 経験者講習 3,000 円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第 6 号。以下「法」という。）第 5 条の 5 第 1 項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成28年 5 月 10 日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員

平成28年6月5日 午前9時から午前 11時20分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市宮射撃場	トラップ射撃	7 ¹ / ₂ 号の散弾	6人
平成28年6月13日 午後1時から午後 4時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	〃	〃	〃
平成28年6月27日 午後1時から午後 4時まで	〃	〃	〃	〃

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成28年6月21日 午前9時から午後 3時まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃等 射撃	大口径ライフル銃等に適合する実包	6人
平成28年6月28日 午前9時から午後 3時まで	〃	〃	〃	〃
平成28年6月28日 午前9時から正午 まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレー射撃場	〃	〃	3人

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 12,300円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年5月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 借入物品の名称

県立学校（東部地区）で使用する電話交換機、電話機及び付属設備

(2) 借入物品の仕様及び数量

入札説明書による。

(3) 借入期間

- ア 鳥取西高等学校に係るもの 平成29年3月25日から平成35年8月31日まで
イ その他の学校に係るもの 平成28年9月1日から平成35年8月31日まで

(4) 納入期限

- ア 鳥取西高等学校に係るもの 平成29年3月24日（金）
イ その他の学校に係るもの 平成28年8月31日（水）

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 契約金額

- ア 入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額（以下「入札価格」という。）に100分の108を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を契約金額とする。
イ 入札者は、入札説明書に示す方法に従って計算した本調達案件に係る借入物品の賃借料（保守料等を含む。）の総額を見積もること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2) 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が事務用機器の電気通信機器類であること。
なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を平成28年5月20日（金）正午までに4の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(3)の場所に必ず連絡すること。
(3) 平成28年5月10日（火）から同年6月24日（金）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付発出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
(4) 平成28年5月10日（火）から同年6月24日（金）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
(5) 本件調達の公告に示した物品を自社で所有し（平成28年5月10日（火）以降に取得する場合を含む。）、

納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できる者（当該物品が故障した場合に、鳥取県の求めがあつてから 2 時間以内に当該物品を確認するなどの対応が可能な者に限る。）であること。

(6) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

4 入札手続等

(1) 入札手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

(2) 仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

電話 0857-26-7913

電子メール kyouikukankyou@pref.tottori.jp

(3) 競争入札参加資格に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(4) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成28年5月10日（火）から同年6月1日（水）までの日にインターネットのホームページ（物品電子調達ウェブサイト（<http://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>））から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成28年5月10日（火）から同年6月1日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成28年6月20日（月）午前11時から同月24日（金）正午まで（午後6時から翌午前8時30分までの間を除く。）とする。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、平成28年6月23日（木）午後5時までとする。

イ 開札日時

平成28年6月24日（金）午後1時以降

ウ 場所

(1)に同じ

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うものであること。
- (2) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。
- (3) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (4) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を 4 の(1)の場所に平成 28 年 6 月 1 日（水）正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
 - ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により 4 の(1)の場所に提出することができる。
 - イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により 4 の(1)の場所に提出すること。
- (5) 入札参加者は、(4)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格に 100 分の 108 を乗じて得た額の 100 分の 5 以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 124 条において準用する会計規則第 113 条第 1 項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

- ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第 113 条第 1 項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年鳥取県規則第 106 号）第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であつて、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札において電子入札による場合は、5 の(4)の書類を提出するときに電子証明書が必要である。

(7) その他

詳細は入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased : Private branch exchange systems, phones, and accessories to be used by Tottori Higashi High School and 13 other prefectural schools
- (2) June 1, 2016 noon: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) June 24, 2016 noon: Time-limit for submission of tenders
(June 23, 2016 5:00 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail)
- (4) Contact point for the notice : Office of Environment Division, The Tottori Prefectural Board of Education 1-271 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan
TEL : 0857-26-7913

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年5月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

- (1) 借入物品の名称
県立学校（西部地区）で使用する電話交換機、電話機及び付属設備
- (2) 借入物品の仕様及び数量
入札説明書による。
- (3) 借入期間
平成28年9月1日から平成35年8月31日まで
- (4) 納入期限
平成28年8月31日（水）
- (5) 納入場所
入札説明書による。
- (6) 契約金額
ア 入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額（以下「入札価格」という。）に100分の108を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を契約金額とする。
イ 入札者は、入札説明書に示す方法に従って計算した本調達案件に係る借入物品の賃借料（保守料等を含む。）の総額を見積もること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が事務用機器の電気通信機器類であること。
なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を平成28年5月20日（金）正午までに4の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(3)の場所に必ず連絡すること。
- (3) 平成28年5月10日（火）から同年6月24日（金）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付発出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

- (4) 平成28年5月10日(火)から同年6月24日(金)(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 本件調達の公告に示した物品を自社で所有し(平成28年5月10日(火)以降に取得する場合を含む。)、納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できる者(当該物品が故障した場合に、鳥取県の求めがあってから2時間以内に当該物品を確認するなどの対応が可能な者に限る。)であること。
- (6) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

4 入札手続等

(1) 入札手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

(2) 仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

電話 0857-26-7913

電子メール kyouikukankyoku@pref.tottori.jp

(3) 競争入札参加資格に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(4) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成28年5月10日(火)から同年6月1日(水)までの日にインターネットのホームページ(物品電子調達ウェブサイト(<http://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>))から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成28年5月10日(火)から同年6月1日(水)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成28年6月20日(月)午前11時から同月24日(金)正午まで(午後6時から翌午前8時30分までの間を除く。)とする。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、平成28年6月23日(木)午後5時までとする。

イ 開札日時

平成28年6月24日（金）午後1時以降

ウ 場所

(1)に同じ

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うものであること。
- (2) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。
- (3) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (4) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に平成28年6月1日（水）正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
 - ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出することができる。
 - イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。
- (5) 入札参加者は、(4)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格に100分の108を乗じて得た額の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

- ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻
日本語、日本国通貨及び日本標準時
- (2) 入札の無効
2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 落札者の決定方法
この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。
- (5) 手続における交渉の有無
無

(6) 電子証明書

本件入札において電子入札による場合は、5の(4)の書類を提出するときに電子証明書が必要である。

(7) その他

詳細は入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : Private branch exchange systems, phones, and accessories to be used by Yonago Higashi High School and 11 other prefectural schools

(2) June 1, 2016 noon: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) June 24, 2016 noon: Time-limit for submission of tenders

(June 23, 2016 5:00 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Office of Environment Division, The Tottori Prefectural Board of Education 1-271 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan

TEL : 0857-26-7913